

財務省告示第二百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・六 一トン
四	八、二 八 一 トン
五	二 四 四 トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
四七トン	一二四トン	一、六三八トン	一八、三五八トン	一、三八四トン	一六八トン	五四、五七五トン	二七七、八六 トン	九九、八九四トン	一一、九五四トン	四二トン	一四一トン	三、六八一トン	・三三二トン	一・一三三トン	四トン

二九	一一四トン
二八	一トン
二七	六二トン
二六	三五九トン
二五	トン
二四	三三トン
二三	一七七トン
二三	六八トン
二二	四、一七七トン